

令和3年 第3回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年第3回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年3月5日（金）
- 2 招集通知日 令和3年3月5日（金）
- 3 招集日時 令和3年3月17日（水）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（9名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 18名
- 7 欠席農業委員 1名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
西袋	渡邊 久記	小塩江	相樂 利晴	仁井田	根本 芳一	大東	関根 隆二
大東	佐藤 良幸	長沼	小林 弘一	長沼	池田多可志	長沼	本間 正博
岩瀬	岡部 重雄						

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 9名
- 9 欠席農地利用最適化推進委員 2名

- 10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局 長 小池 文章

	農 地 係 長	力 丸 光 輝
	専 門 員	三 島 木 修
経 済 環 境 部 農 政 課	主 事	藤 田 紘 平

11 議 案

議案第 8 号 農用地利用集積計画について

議案第 9 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 12 号 空家バンクに登録された物件に付随した農地に係る別段面積の
設定区域の告示について

議案第 13 号 須賀川市空家に付随した農地の別段面積取扱要綱（案）について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 7 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可処分の取消願出書の受
理について

報告第 9 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

報告第 10 号 令和 3 年度須賀川市農業委員会活動予定表について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 16 番 横川良雄 農業委員と 17 番 矢吹正則 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後2時45分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和3年3月18日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第3回総会

令和3年3月17日(水)

議 長 それでは、議事に入ります。

議案第8号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木専門員 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 ここで、第17号は、19番 秋山吉治農業委員の自己案件ですので、「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。

(秋山委員 退席)

議 長 只今、申請番号第17号についての説明がありました。

質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

只今、第17号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、第17号については計画通り議決し、決定することといたします。

ここで、秋山吉治農業委員の復席を求めます。

(秋山委員 復席)

議 長 続きまして説明がありました第18号から第32号までについて、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第8号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第8号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第9号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 三島木専門員 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第9号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議長 異議なしと認め、議案第9号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議長 次に、議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第4号について相楽推進委員よろしくお願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第4号について説明いたします。

3月14日、安藤委員と現地調査を行いました。譲渡人は高齢で耕作ができない状況です。譲受人とは同じ地域に住んでいる間柄であり、譲受後は水稻を行う予定です。農業技術については長年栽培している作物であるため、問題はなく、機械も保有しております。申請地も従前の耕作地の近い所にあり、価格もお互い双方で決めたとのことで、妥当と思われます。許可上特に問題ないと考えますが、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第5号、6号、7号、9号、10号について、調査員が同じであり、関連しておりますので、一括して渡邊推進委員、説明をお願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第5号、6号、7号、9号、10号については、関連事案となりますので、一括して説明いたします。

3月9日、小枝委員と譲渡人、譲受人立ち合いのもと、聞き取り調査を行いました。譲渡人、譲受人は、越久地内で耕作をしており、また、親類関係でもあり、高齢化や後継者対策として、お互いの話し合いのもと、所有権移転、交換の申請に至ったとのことでありました。許可上特に問題ないと思われまますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 受理番号第8号について、岡部重雄推進委員よろしくお願ひいたします。
岡部重雄推進委員 受理番号第8号について説明いたします。

村上農業委員と譲受人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は長年友人関係であり、申請地については譲渡人宅から離れており、近くに住む譲受人に打診し、お互いの話し合いの中で、今回の申請となったとのことでした。許可上特に問題ないと思われまますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 受理番号第11号について、小林推進委員よろしくお願ひいたします。
小林推進委員 受理番号第11号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は耕作農地の隣接者同士であり、譲受人は以前から隣地で耕作しており、営農上特に問題ないと思われまます。価格については、お互いの話し合いで決定されたもので、支障がないと思われ、許可上特に問題ないと思われまますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 受理番号第12号、13号について、根本推進委員よろしくお願ひいたします。
根本推進委員 受理番号第12号について説明いたします。

根本推進委員 受理番号第12号について説明いたします。

3月14日に譲受人と古川職務代理で現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は同じ集落に住んでおります。今回、譲渡人が農地の譲渡を考えていたところ、知人を介し、譲受人との話し合いが成立したとのことでありました。譲受人は長年に渡り農業に取り組んでおり、今後も営農を継続していく考えでいるとのことでありました。価格につきましては、双方合意の上で決めたものであり、特に問題はないと思われまます。

続いて第 13 号について説明いたします。3 月 10 日に譲渡人、譲受人古川職務代理と現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人は仁井田出身ではありませんが、現在、市外に住んでおり、管理がなかなか出来ないため、以前から申請地の売却を考えていたところ、この話を聞いた譲受人が、申請地が自宅の近くにあることから、農地を買い受けても良いとなり、今回の申請に至ったとのことでした。譲受人は農機具等も保有しており、今後は畑として継続していくとのことでした。価格につきましては、双方合意の上で決定したもので問題はないかと思えます。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

古川職務代理 只今の説明に、補足説明いたします。

受理番号第 13 号につきまして、農地の面積に対し、売買価格が高額となっておりますが、これは農地周辺の雑種地を購入する金額を含めたものであります。雑種地購入の理由としては、作業用トラックの駐車や、新たな農機具を置くためのスペースを確保するためのものであります。以上です。

議長 受理番号第 14 号について、佐藤推進委員よろしくお願ひいたします。

佐藤推進委員 受理番号第 14 号について説明いたします。

3 月 13 日に熊谷農業委員と現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、申請地は譲渡人の父が持っていた農地でありましたが、譲受人は譲受人の父から申請地を譲っていただいたと聞かされ、現在まで水稲耕作していたところでありました。今回、譲渡人が申請地を遺産相続し、譲受人へ賃借料を請求したため、登記を確認した結果、農地の名義が変わっていなかったことが判明しました。このことから、譲受人は息子の代まで持ち越さないためにも、所有権移転の申請を行ったとのことでした。譲受人は農機具等も保有しており、今後も水田耕作を継続する意向であり、価格についても双方の話し合いで決めており、許可上特に問題はないかと思えます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 受理番号第 15 号について、岡部重雄推進委員よろしくお願ひいたします。

岡部重雄推進委員 受理番号第 15 号について説明いたします。

3月7日、村上農業委員と譲受人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子であり、長年譲渡人が主体となって耕作しておりましたが、譲渡人が高齢となり、作業に支障をきたしていることや、譲受人に意欲を持って耕作に励んでもらいたいという思いから、今回の申請に至ったとのこととあります。許可上特に問題はないかと思われま。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員、農業委員からお願いいたします。

受理番号第7号について、松川農業委員よろしくお願ひいたします。

松川農業委員 受理番号第7号について説明いたします。

3月14日に加藤、横川農業委員、本間推進委員で譲受人の義理の父の立ち合いもと、現地確認を行いました。今回の申請は、譲受人が妻の実家の近くに家を建てたいため、宅地を探していたところ、譲渡人の両親が住んでいた空家があったため、義理の父を通じて話合いを行った結果、譲渡人が市内に住居を構えており、今後も実家に戻る意向が無いため、宅地の売買がまとまりました。ところが、宅地に隣接する農地があることが判明し、譲渡人から宅地と併せて、購入してもら

いたいとの申し出があったため、今回の申請となりました。この農地は進入路が無く、購入した宅地を通らなければならないことや、地目は畑となっておりますが、現況は竹藪が生い茂っている状態です。このことから、譲受人が宅地として管理していくことが最良かと思われます。申請地は周辺農地を阻害するものではなく、許可上特に問題ないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 受理番号第 8 号について、池田推進委員よろしくお願ひいたします。
池田推進委員 受理番号第 8 号について説明いたします。

店舗建設のための申請となります。申請内容は、農地集約性を阻害するものではなく、土砂の流出については土止めを行うため、周辺農地に与える影響は無いものと考え、許可上特に問題ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 受理番号第 9 号について、関根要一農業委員よろしくお願ひいたします。
関根要一農業委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

3 月 14 日に熊谷農業委員、関根推進委員で現地調査を行い、譲受人からの聞き取り調査も行いました。譲受人と譲渡人は知人関係にあります。この土地は、平成 13 年に行われました「ふくしま未来博」に係る工事の残土を一時転用により埋め立てた所です。現在は、土質があまり良くなく、以降畑として利用しておらず、雑種地状態です。このことを踏まえ、譲受人より資材置場、駐車場として土地を借りたいとの打診があり、今回の申請に至ったとのことです。周りは盛土をし、排水については、排水溝があるのでそちらに流すとのことでした。許可上特に問題ないと思われますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ

いて」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 12 号「空家バンクに登録された物件に付随した農地に係る別段面積の設定区域の告示について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、本件につきましては、2 月 9 日に開催いたしました農地委員会の会議において、議論がなされておりますので、農地委員会委員長から経緯等についての説明を求めます。

高橋委員長 只今、説明がありましたとおり、「空家バンクに登録された物件に付随した農地に係る別段面積の設定区域」について、2 月 9 日に開催した「第 1 回 須賀川市農業委員会専門委員会 農地委員会」において、審議しました。審議の中で、空家バンクに登録された物件に付随した農地の範囲について、協議したところでありましたが、空家バンク制度の趣旨を踏まえると、本格的な農業ではなく、家庭菜園としての農地を利用するという意味合いが強いことから、建物からおおむね 100 m 以内の農地として設定しました。また、下限面積については、先ほど申し上げました制度の趣旨や、県内他市の状況を鑑み、0.01 a、1 m²として設定することを全会一致で決定したところであります。なお、議案第 13 号「須賀川市空家に付随した農地の別段面積取扱要綱(案)」につきましては、下限面積設定のほか、農地の登録の方法や取得について、協議したところであります。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 12 号「空家バンクに登録された物件に付随した農地に係る別段面積の設定区域の告示について」許可することに異議のない農業委

員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 12 号「空家バンクに登録された物件に付随した農地に係る別段面積の設定区域の告示について」告示することを決定いたします。

次に、議案第 13 号「須賀川市空家に付随した農地の別段面積取扱要綱(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。小池局長 補足説明

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 13 号「須賀川市空家に付随した農地の別段面積取扱要綱(案)について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 13 号「須賀川市空家に付随した農地の別段面積取扱要綱(案)について」案のとおり決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 6 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 7 件です。

○ 報告第 7 号「農地改良工事のための届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 8 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可処分取消願出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 9 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 32 件です。

○ 報告第 10 号「令和 3 年度農業委員会活動予定表について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

- ・ 次回の総会は4月16日(金)午後1時30分から市役所4階大会議室にて開催する。
- ・ 4月総会において農業委員、推進委員全員参集の是非、懇親会の開催については、コロナの感染状況等を見極めて決定することとしたい。
- ・ 小池事務局長が教育委員会へ異動となり、後任は中央図書館長西澤俊邦が務めることとなる。

議 長 他になければ、これにて令和3年第3回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。